

広島市立大学学生表彰規程（抜粋）

（表彰の種類等）

第2条 表彰の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める要件に該当する学生又は学生団体について表彰するものとする。

(1) 学長賞

- ア 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められるもの
- イ 課外活動において、特に優秀な成績を収め、課外活動の振興に功績があったと認められるもの
- ウ 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められるもの
- エ アからウまでに掲げるものと同等以上の表彰に値する行為があったと認められるもの

(2) 学長奨励賞

- ア 学術研究活動において、学外において特に高く評価される等、顕著な業績を挙げたと認められるもの
- イ 文化、芸術若しくはスポーツ活動又は人命救助等の社会活動において高く評価される等、顕著な功績を挙げたと認められるもの
- ウ ア及びイに掲げるものと同等以上の表彰に値する行為があったと認められるもの

(3) 学生顕彰

- ア 文化、芸術又は人命救助等の社会活動において、優れた功労又は功績を挙げたと認められるもの
- イ スポーツ活動において、優れた成績を挙げたと認められるもの
- ウ ア及びイに掲げるものと同等以上の表彰に値する行為があったと認められるもの